

項目	No.	主なご意見	対応(案)
(1)簡易点検設備の点検	1	施設の分類は最終的に海岸管理者に委ねられるが、海岸管理者によっては小規模な動力式陸閘を多数管理している場合があるため、水門・陸閘等の点検修繕実態を踏まえ、管理運転点検の頻度を検討すべき。	(資料1-3 ①に記載)
(2)災害に応じた臨時点検の内容	2	高潮等の発生前に閉門操作、発生後に開門操作を実施した場合、発生後に閉門操作を実施していないため、臨時点検における開閉操作を省略して問題ないか確認が必要である。	(資料1-3 ②に記載)
	3	臨時点検の実施基準に「高波」を明記してはどうか。	(資料1-3 ②に記載)
	4	高潮等に備え水門・陸閘等の閉操作を実施の趣旨を明記すべき。	(資料1-3 ②に記載)
(3)その他	5	「一定区間」のイメージが分かりにくい。	一定区間のイメージ図を追加。(p.56)
	6	他分野との平仄を考慮した上で、マニュアル案中の「事後保全」の表現を検討すること。	評価結果を表現する際は「措置段階」に修正した。なお、「予防保全」の対義語としては「事後保全」という表現を使用する。(p.71)
	7	基本的に標準年数で更新する設備のライフサイクルコストは算定しやすいが、土木構造物のライフサイクルコストは算定が難しい。	(資料1-3 ③に記載)
	8	水門・陸閘等の点検・評価に係る必要な資格について把握し、記載すること。	海岸管理者から委託を受けて陸閘等の点検を行っている民間事業者にヒアリングを実施したところ、電気・機械装置の点検・評価に係る共通した資格はないとのこと。ただし、国土交通省登録資格の活用については記載。(p.113)